

豊の国ねんりんピック 作品募集のお知らせ

今年も「豊の国ねんりんピック」が開催されます。作品により、応募先などが異なりますので、ご注意ください。

【第24回豊の国ねんりんピック】

展示会場・大分市「アートプラザ」

展示期間・5月29日(水)~6月2日(日)

参加・出品料・無料

シルバーふれあい短歌・俳句・川柳展の部

募集作品・短歌、俳句、川柳(川柳のみ課題あり)の未発表作品。1人につき短歌1首、俳句2句、川柳2句まで。川柳の課題は「弾む」です。

募集期間・2月1日(金)~28日(木)(当日消印有効)

応募資格・大分県内在住の昭和29年4月1日以前に生まれた人。

応募方法・各部門別に応募が必要です。郵便はがきに①部門(短歌、俳句など)②応募作品③本名(ふりがな)④筆名(ふりがな)⑤郵便番号・住所⑥電話番号⑦性別⑧生年月日⑨年齢⑩所属を書いて、下記あてに応募してください。

記入上の注意・作品は必ず楷書とし(厳守)、読みにくい漢字はふりがなをつけること。なお、筆名使用の場合は本名を明記すること。所属は詳しく(○○句会、○○老人ホームなど)記入すること。

展示・各部門の入選作品15点

【応募先・問い合わせ】

〒870-0907大分市大津町2-1-41

大分県社会福祉協議会 長寿いきいき班「シルバーふれあい短歌・俳句・川柳展」係(☎097-553-1150)

シルバー作品展の部

募集作品・日本画、洋画、彫刻、彫塑、工芸、書、写真のうち出品者により創作された未発表のもの。各部門とも1人1点で、テーマは特に定められていませんが、それぞれ大きさ等、規格が定められています。

募集期間・3月25日(月)~4月26日(金)

応募資格・大分県内在住の昭和29年4月1日以前に生まれたアマチュアの人。

申込方法・募集期間内に、杵築市役所各庁舎の高齢者福祉担当窓口に申込書を提出してください。申込に必要な書類は、同窓口に備え付けています。

展示・作品には、題名、作者氏名、市町村名及び年齢(平成26年4月1日現在)が表示されます。

【応募先・問い合わせ】

高齢者支援課(☎0977-75-1111)高齢者福祉係

Info File 04

●問い合わせ
杵築市役所市民課
TEL0978-62-3131

国民健康保険の皆さん 健診はお済みですか?

~今年度中の補助は2月末まで~

今年度の特定健診はもう受けましたか?
杵築市国保では、特定健診を無料で受けることができます。お早めにお問い合わせください。

【特定健診のみ】

実施機関・市内7医療機関(杵築中央病院、しおはま診療所、衛藤外科、莊野医院、渡辺内科医院、友岡医院、山香理学診療科医院)

費用・無料

申込方法・直接各医療機関へお問い合わせください。

【日帰り人間ドック(特定健診+がん検診)】

実施機関・費用

①市立山香病院健診センター(男:8,800円、女:7,750円)
②鶴見病院健康管理センター(男女とも:9,765円)

※特定健診以外・がん検診の検査項目等によるものです。

申込方法・市民課または健康推進館へお問い合わせください。

【受診時に必要なもの】

①保険証(または資格証明書)
②特定健診受診券(お手元にない場合は、市民課へご連絡ください。)

問い合わせ・市民課(☎0978-62-3131)国保年金係／健康推進館(☎0978-64-2540)

Info File 05

●問い合わせ
別府年金事務所
TEL0977-22-5111

別府年金事務所 年金相談の予約が可能に

別府年金事務所では、年金相談のご予約ができるようになりました。待ち時間もなくスムーズにご相談いただけます。お気軽に、お電話でご予約ください。

予約時間・8時30分~12時/13時~16時30分(30分単位)

相談内容・老齢請求、遺族・未支給請求

※相談希望日の1か月前から受付。

※予約の際は、相談者の基礎年金番号がわかる手帳や書類等をご用意ください。

※代理人が相談に来る場合は委任状が必要です。

※受付は、平日の8時30分~17時までです。

予約先・問い合わせ・別府年金事務所(☎0977-22-5111)

Info File 02

●問い合わせ
杵築市役所市民課
TEL0978-62-3131

【杵築市国民健康保険】 確定申告で「医療費控除」 を受ける皆さんへ

確定申告の医療費控除には、病院などの領収書の原本が必要です。

先に確定申告に領収書を添付した場合は、領収書の原本は返って来ません。確定申告後に、医療費が高額になったときに「高額療養費」の支給申請をする場合、医療費の支払いを証明する書類を病院などに作成してもらう必要があります(有料である場合が多い)、手続きが複雑になります。

「高額療養費」の支給申請では、受付後に領収書の原本はお返しするので、病院などの領収書を確定申告の医療費控除で提出する予定がある人は、事前に高額療養費の支給申請をするか、領収書の写しを取っておいてください。

なお、高額療養費で支給された額については、医療費控除の補てんされた金額となります。

■入院・高額な外来診療の予定があるときは、限度額適用(・標準負担額減額)認定証のご利用が便利です。

入院などの予定があるときは、事前に「限度額適用認定証」の手続きをすると、「高額療養費」の支給申請を後日しなくて済みます。

病院などの窓口で、最初から自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなり便利です。

限度額適用認定証が受けられるかどうか、その手続について、また自己負担限度額など詳しくは市民課にお問い合わせください。

問い合わせ・市民課(☎0978-62-3131)国保年金係

Info File 03

●問い合わせ
大分県私学振興・青少年課
TEL097-506-3076

青年国際交流事業に 参加しませんか

内閣府では、次代を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。

平成25年度に実施する青年国際交流事業(「東南アジア青年の船」「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」)の参加青年を募集しています。

問い合わせ・大分県私学振興・青少年課(☎097-506-3076)

詳しくは(<http://www.cao.go.jp/koryu/>)にて。

Info File 01

●問い合わせ
杵築市教育委員会学校教育課
TEL0977-75-2411

市立学校児童生徒就学 補助申請を受付します

杵築市では、杵築市立小・中学校に在学する児童及び生徒で経済的な理由でお困りの世帯を対象に、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、学用品費等を給付する「就学補助制度」を実施しています。

補助を受けることができる世帯(認定基準)

- ・杵築市に住所を有する児童生徒の保護者であること
- ・次のいずれかに該当する世帯で、教育委員会が補助を必要と認定した世帯
 - ①生活保護を停止または廃止された世帯
 - ②市民税の減免または非課税世帯
 - ③国民年金の保険料を減免されている世帯
 - ④国民健康保険料の減免または徴収を猶予されている世帯
 - ⑤児童扶養手当を支給されている世帯
 - ⑥生活保護法による保護者の収入認定額が生活保護基準額の1.3倍以下の場合
 - ⑦災害等の被災世帯

補助の内容・学校給食費・修学旅行費・医療費・通学費及び学用品代・校外活動費

申請

各小中学校に申請書を用意していますので、必要事項を記入して提出してください。年度ごとの申請になりますので、継続の場合も申請が必要です。認定基準の②・⑥により申請する場合は、収入のある保護者全員の所得課税証明書(保護者において封入)を添付して学校へ提出してください。

なお、在学生は2月末日までに、新たに小学校に入学される児童は3月末日までに提出をお願いします。年度中途の申請についても随時受け付けます。

認定・認定については、「認定基準」により教育委員会が決定します。

ご不明なことがございましたら、学校及び教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ・杵築市教育委員会(☎0977-75-2411)学校教育課

